



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月30日(火) 第10169号

目次

	ページ
告 示	
○指定納付受託者の所在地の変更(戦略企画課)	2
○指定納付受託者の指定(地域外交課)	2
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	2
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	2
訓 令	
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課)	4
教育委員会訓令	
○群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務課)	16
○群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令(学校人事課)	28
選挙管理委員会告示	
○政治団体の異動事項	29
○政治団体の解散届出	30
○資金管理団体の異動事項	30
入札公告	
○一般競争入札の実施(下水総合事務所)	30

■ 告 示

◎群馬県告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更について届出があったため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月30日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の所在地		変更年月日
株式会社トラストバンク	変更前	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和6年1月16日
	変更後	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	

◎群馬県告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和6年1月30日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定をした日	歳入の種類
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社NTTデータ	令和6年1月22日	群馬県旅券法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第20号）第2条第1項に規定する手数料

◎群馬県告示第16号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和6年2月5日から施行する。

令和6年1月30日

群馬県知事 山 本 一 太

2の項に次のように加える。

ホ 群馬県旅券法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第20号）第2条第1項に規定する手数料の収納に関する事務

◎群馬県告示第17号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、

令和6年2月5日から施行する。

令和6年1月30日

群馬県知事 山本 一 太

表デジタルトランスフォーメーション戦略課の項の次に次のように加える。

地域外交課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県旅券法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第20号）第2条第1項に規定する手数料の収納に関する事務
-------	-------	---------------------	--

訓令

群馬県訓令甲第一号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年一月三十日

群馬県知事 山本一太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号、第十一条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)中「総務事務システム」を「文書管理システム」に改める。

第十五条第二項中「総務事務システムの電子掲示板等」を「情報通信の技術を利用する方法等」に改める。

第十七条、第二十二條第二項、第二十三條第六項、第二十七條、第三十條、第三十三條、第三十七條、第三十九條第四項、第四十六條第二項及び第五十八條(見出しを含む。)中「総務事務システム」を「文書管理システム」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第3号（規格A4）（第17条関係）

回議用紙

ファイル基準	保存期間	簿冊名
-		(登録番号 -)
決裁区分	起案年月日	起案者
	年月日	(電話番号)
【件名】		
【伺い】		
協議の状況		
協議者名： 協議年月日： 年 月 日		
回付先		
決裁年月日	公印押印年月日	施行年月日
県報登載	公印区分	施行区分
<input type="checkbox"/> 要登載 (例規番号 第 号)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 印影印刷 <input type="checkbox"/> 事前押印 <input type="checkbox"/> 公印省略	<input type="checkbox"/> 書面発送 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> システム施行 <input type="checkbox"/> その他 ()

群馬県

別記様式第4号(規格A4)(第17条関係)

簡易回議用紙

ファイル基準	保存期間	簿 冊 名			
—		(登録番号 —)			
起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	施行年月日	年 月 日
起 案 者					
【件名】					
【伺い】					
回付先					

別記様式第七号から別記様式第十一号までを次のように改める。

別記様式第7号（規格A4）（第30条関係）

供 覧 用 紙

ファイル基準	保 存 期 間	簿 冊 名		
-		(登録番号 -)		
発議年月日	年 月 日	供覧年月日	年 月 日	
発 議 者				
回付先				

別記録式第8号（規格A4）（第34条関係）

文 書 管 理 台 帳

所属年度（年） 簿冊番号	年度	所属名	（ ）	ファイル基準	—	保存期間満了後の措置	年月日

注1 簿冊番号には、簿冊管理簿に基づいて割り当てた一連番号を記入する。
 2 番号には、簿冊に綴られる全ての完結文書に対して完結年月日順に従って付した一連番号を記入する。

別記様式第9号（規格A4）（第35条関係）

文書ファイル基準表（ 年度）

No.

ファイル基準		説明又は例示	保存期間	備考	部局	所属	係
記号	番号						

別記様式第10号（第37条関係）

背表紙（保存期間が10年以上の場合）

年度・年
ファイル基準 －
簿冊名 (/)
簿冊番号
保存期間 年
廃棄予定 年
引継確認
所属名
← 10センチメートルを限度 →

表紙（保存期間が10年以上の場合）

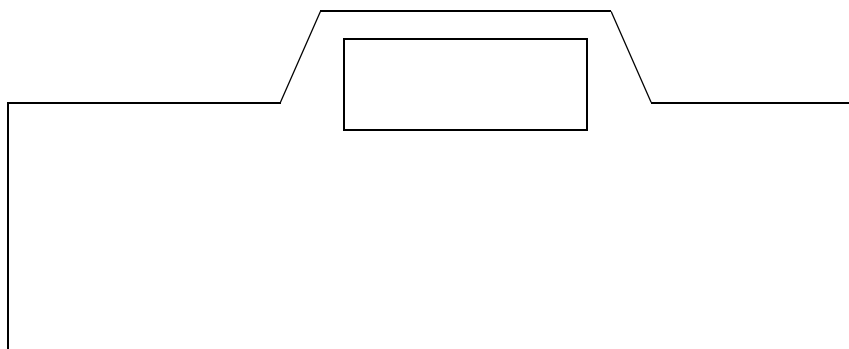
年度・年
ファイル基準 ー
簿 冊 名
簿 冊 番 号
保 存 期 間 年
廃 棄 予 定 年
所 属 名

ファイルボックス（保存期間が10年未満の場合）

年度・年	
ファイル基準・簿冊名	簿冊番号
保存期間	
年	
廃棄予定	
年	
引継確認	
所属名	
← 10センチメートルを限度 →	

個別ホルダー

「ファイル基準・簿冊名」又はその中の「分類項目」を記入



別記様式第11号(規格A4)(第39条関係)

簿冊管理簿

所属 年度	フアイル 基準	簿冊 番号	簿冊 名	冊数	保存 期間 起算日	保存 期間	保存 延長	保存 期間 満了日	保存期間 満了 措置	保存 場所	媒体	管理課 (課名)	管理課 (係名)	備 考

附則

2 1 この訓令は、令和六年二月五日から施行する。
 この訓令の規定により改正された様式は、当分の間、なお従前の様式を適宜補正して使用することができる。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第二号

事務局

各教育機関(学校を除く。)

群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年一月三十日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会公文書管理規程(令和三年群馬県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第九条(見出しを含む。)及び第十条(見出しを含む。)

中「総務事務システム」を「文書管理システム」に改める。

第十三条第二項中「総務事務システムの電子掲示板等」を「情報通信の技術を利用する方法等」に改める。

第十五条、第二十一条第二項、第二十二条第六項、第二十七条、第三十条、第三十三條、第三十七條、第三十九條第四項、第四十六條第一項及び第五十七條(見出しを含む。)中「総務事務システム」を「文書管理システム」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第3号(規格A4)(第15条関係)

回議用紙

ファイル基準	保存期間	簿冊名
-		(登録番号 -)
決裁区分	起案年月日	起案者
	年月日	(電話番号)
【件名】		
【伺い】		
協議の状況		
協議者名: 協議年月日: 年月日		
回付先		
決裁年月日	公印押印年月日	施行年月日
県報登載	公印区分	施行区分
<input type="checkbox"/> 要登載 (例規番号 第 号)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 印影印刷 <input type="checkbox"/> 事前押印 <input type="checkbox"/> 公印省略	<input type="checkbox"/> 書面発送 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> システム施行 <input type="checkbox"/> その他 ()

群馬県

別記様式第4号(規格A4)(第15条関係)

簡易回議用紙

ファイル基準	保存期間	簿冊名			
—		(登録番号 —)			
起案年月日	年 月 日	決裁年月日	年 月 日	施行年月日	年 月 日
起案者					
【件名】					
【伺い】					
回付先					

別記様式第七号から別記様式第十一号までを次のように改める。

別記様式第7号(規格A4)(第30条関係)

供 覧 用 紙

ファイル基準	保 存 期 間	簿 冊 名		
—		(登録番号 —)		
発議年月日	年 月 日	供覧年月日	年 月 日	
発 議 者				
回付先				

別記様式第8号(規格A4)(第34条関係)

文 書 管 理 台 帳

所属年度(年) 簿册番号	年度	所属名	()	ファイル基準	—		年月日
					保存期間満了後の措置	保存期間満了日	
番号	完結年月日	簿册名	件	名	媒体	備考	

注1 簿册番号には、簿册管理簿に基づいて割り当てた一連番号を記入する。

2 番号には、簿册に綴られる全ての完結文書に対して完結年月日順に従って付した一連番号を記入する。

別記様式第9号（規格A4）（第35条関係）

文書ファイル基準表（ 年度）

No.

記 号	番 号	フ ァ ィ ル 基 準		説 明 又 は 例 示	保 存 期 間	備 考	部 局	所 属	係
		書 目 名							

表紙（保存期間が10年以上の場合）

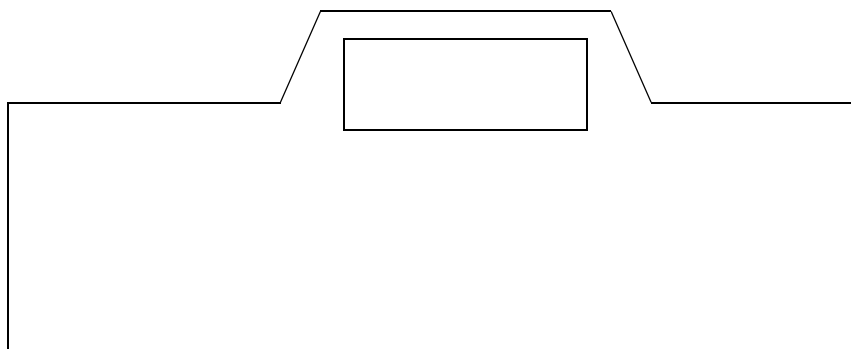
年度・年	
ファイル基準 <p style="text-align: center;">—</p>	
簿 冊 名	
簿 冊 番 号	
保 存 期 間	年
廃 棄 予 定	年
所 属 名	

ファイルボックス（保存期間が10年未満の場合）

年度・年	
ファイル基準・簿冊名	簿冊番号
保存期間	
年	
廃棄予定	
年	
引継確認	
所属名	
← 10センチメートルを限度 →	

個別ホルダー

「ファイル基準・簿冊名」又はその中の「分類項目」を記入



別記様式第11号(規格A4)(第39条関係)

簿冊管理簿

所属 年度	ファイル 基準	簿冊 番号	簿冊 名	冊数	保存 期間 起算日	保存 期間	保存 延長	保存 期間 満了日	保存期間 満了時 置	保存 場所	媒体	管理課 (課名)	管理課 (係名)	備 考

附則

- 1 この訓令は、令和六年二月五日から施行する。
- 2 この訓令の規定により改正された様式は、当分の間、なお従前の様式を適宜補正して使用することができる。

群馬県教育委員会訓令甲第三号

県立学校

群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年一月三十日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県立学校公文書管理規程（令和三年群馬県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
第九条（見出しを含む。）中「総務事務システム」を「文書管理システム」に改める。

附則

この訓令は、令和六年二月五日から施行する。

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第2支部	代表者の氏名	杉内佳代	杉内理記也	令和5年 12月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小川栄治後援会	会計責任者の氏名	小川安希	小澤芳規	令和5年 12月5日
議員様を見守る水戸黄門党	公職の種類（第1号）	衆議院議員	参議院議員	令和5年 12月10日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	太田勝喜、衆議院議員	太田勝喜、参議院議員	令和5年 12月10日
白井けいこ後援会	公職の種類（第1号）	衆議院議員	参議院議員	令和5年 11月21日
	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号）	白井桂子、衆議院議員	白井桂子、参議院議員	令和5年 11月21日
白石さと子後援会	代表者の氏名	白石さと子	茂木誠二	令和5年 12月25日
東京電力労働組合政治連盟群馬県支部	代表者の氏名	高草木悟	新井淳一	令和5年 7月27日
都丸裕史後援会	会計責任者の氏名	木村光孝	皆川政信	令和5年 12月7日
新倉哲郎後援会	主たる事務所の所在地	高崎市宮沢町1856-1	高崎市吉井町長根1584-2	令和5年 10月26日
萩原勝喜後援会	公職の種類（第1号）	衆議院議員	参議院議員	令和5年 12月10日
松浦武志後援会	会計責任者の氏名	木村哲也	高田裕介	令和5年 12月7日
山本龍後援会	主たる事務所の所在地	前橋市日吉町4-37-1	前橋市千代田町2-7-19	令和5年 12月4日

◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
幸せ叶う党	大山孝志	令和4年8月4日
戸田宣男後援会	戸田宣男	令和5年11月25日
富岡栄一後援会	野村吾一	令和5年12月21日
ネットワークおおいずみ	山田芳明	令和4年3月31日
細谷泰治後援会	細谷泰治	令和4年12月31日
山田芳明後援会	山田芳明	令和4年3月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年1月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
太田勝喜	萩原勝喜後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	令和5年12月10日
新倉哲郎	新倉哲郎後援会	主たる事務所の所在地	高崎市宮沢町1856-1	高崎市吉井町長根1584-2	令和5年10月26日
山本龍	山本龍後援会	主たる事務所の所在地	前橋市日吉町4-37-1	前橋市千代田町2-7-19	令和5年12月4日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年1月30日

群馬県下水道総合事務所長 小島 康 弘

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	180 t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	100 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	110 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年2月9日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月27日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、平成30年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 樺澤） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和6年1月30日（火）から同年2月27日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年3月7日（木）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年2月27日（火）午後4時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	令和6年3月18日（月）午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	令和6年3月18日（月）午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	令和6年3月18日（月）午後2時30分

(6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階第2会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年3月15日（金）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を令和6年2月27日（火）までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、令和6年度歳入歳出予算が令和6年3月31日(日)までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日(月)に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: KOJIMA Yasuhiro, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Bidding details are as follows:

番号	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical(Charging type No.1)	180t/year	1:30 p.m. March 18, 2024
②	Deodorizing chemical(Charging type No.2)	100t/year	2:00 p.m. March 18, 2024
③	Deodorizing chemical(Diffusing type)	110t/year	2:30 p.m. March 18, 2024

- (3) Term of Contract: From April 1, 2024 to March 31, 2025
- (4) Delivery place: Kenou Water Purification Center
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 27, 2024 at 4:00 p.m.
- (6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)